我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策に係る

食品健康影響評価（修正案）

1．はじめに

1．1、経緯

・本調査会は、我が国における牛から人への牛海綿状脳症（BSE）プリオンの感染リスクの評価及びリスク対策による低減効果等を検討する目的で、我が国における BSE 対策全般について検証した。その結果を、昨年 9 月に「中間とりまとめ」[2)] として公表するとともに、厚生労働省及び農林水産省に通知した。

・食品安全委員会ではプリオン専門調査会などにおける議論の参考とし、また広く関係者の意見を議論に反映させていくため、厚生労働省、農林水産省、都道府県などの協力を得て、全国各地で意見交換会を実施し、これまでに 47 都道府県 50 会場で意見交換会を開催した。

・その中で、SRM（特定危険部位）除去や飼料規制の徹底、検査技術や発症メカニズム等の調査研究の推進を望む声があったほか、BSE 検査の月齢の見直しに関しては、BSE の科学的不確実性や BSE に対する不安、牛肉消費に対する懸念等から全頭検査の継続を支持する意見と、全頭検査から 20 ヶ月齢以上の牛への見直しを支持する意見に分かれた。さらに、意見交換会を通して我が国の BSE リスクについて理解できたとする意見や米国産牛肉の輸入問題については、食品安全委員会でリスク評価を行うべきであるという意見があった。
（リスクコミュニケーションの詳細については資料参照）

・厚生労働省及び農林水産省は、この「中間とりまとめ」を受けて BSE 対策の見直しについて検討を行い、①と畜場における BSE 検査、②特定危険部位（SRM）の除去の徹底、③飼料規制の実効性確保の強化、④BSE に関する調査研究の一層の推進の 4 項目について BSE 対策の見直しをとりまとめた。

その後、食品安全委員会は、厚生労働省及び農林水産省より、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項 13 号及び同条第 3

項の規定に基づき、我が国における BSE 対策に係る食品健康影響評価（同法第 11 条第 1 項）[1] について意見を求められた（平成 16 年 10 月 15 日、関係書類を接受）。

・プリオン専門調査会の中間とりまとめの際、BSE 検査における検出限界に関する議論がなされた。と畜場の全頭検査で 21、23 ヶ月齢という非常に若いウシで陽性例が見られたこと、しかし 20 ヶ月齢以下のウシでは陽性例は見られなかったことが議論された。科学的に月齢の線引きが困難であるため、結論では事実を記載するにとどめた。今回の諮問においては、リスク管理の観点から、20 ヶ月齢という線引きで BSE 検査を見直すことに関する諮問も含まれている。

本評価報告は、要請された４項目の BSE 対策に関して、厚生労働省及び農林水産省によって講じられた BSE 関連施策（BSE サーベイランス、飼料規制、トレーサビリティ、と畜場におけるスクリーニング及び SRM の除去等）の効果を総合的に勘案し、リスク評価を行った結果である。なお、プリオン専門調査会では、10 月 26 日、11 月 16 日、12 月 6 日、12 月 22 日、１月 21 日、〇月〇日の〇回にわたって調査審議を行い、本報告書を取りまとめた。

本報告書の内容は１．はじめに、２．リスク評価に関する基本的考え方、３．諮問項目に関する評価と見解、4．結論、5．おわりに、から成っている。

１．２　審議開始にいたるまでの主な論点

１．２．１　「中間とりまとめ」案の座長及び座長代理一任後の検討の経緯

専門調査会で審議した「中間とりまとめ」案が本委員会で承認されるまでの経緯について、山内委員から疑問が提示された。これについて、吉川座長、金子座長代理、村上評価課長が、それぞれの立場から経緯説明を行った。まとめとして、吉川座長から透明性の確保に努力することが必要であるとの発言があった。

１．２．２．諮問の内容に関する主な議論

①BSE 検査月齢の見直し

「中間とりまとめ」では科学的不確実性とデータの不足を述べ、検査の限界、SRM 除去の重要性に触れ、SRM の除去、飼料規制、調査研究の諸項目について勧告した。山内委員から、BSE 検査月齢の線引きは科学的根拠に欠けるとして結論では勧告しなかったにもかかわらず、月齢見直しを諮問した目的についての質問があった。これに対して、厚生労働省は「中間とりまとめ」の結論部分の文言にもとづいて、科学的合理性を確保するためであると回答した。

この結論部分の文言は、座長一任後に修正されたものであった。この文言に関連して、金子座長代理から科学者と行政の立脚点の相違により異なる受け止め方がなされたこと、「中間とりまとめ」の作成作業を少し急ぎすぎた感のあったことを指摘する総括的発言があり、吉川座長からは、この総括を評価する発言があった。品川委員は、月齢見直し後に３年間の経過措置があるにもかかわらず、諮問を急ぐ理由が不明であると発言した。これに対して、厚生労働省はこの経過措置は混乱回避を目的としたものであると回答した。

山内委員と横山委員からは、月齢見直しの諮問は米国産牛肉輸入に関連したものと受け止められるとの発言がそれぞれあった。これに対して、厚生労働省は科学的合理性の確保であると回答した。米国産牛肉輸入の問題に関して、寺田委員長から、この問題は別件としてとりあげる予定との追加発言がなされた。

②トレーサビリティ

北本委員から、トレーサビリティには牛を育てる過程に加えて処理過程としてピッシングの有無を含めることが消費者とのコミュニケーションを図る手段として役立つこと、さらにこれをピッシング廃止の方向につなげるよう検討してほしいとの要望があった。これに対して農林水産省から、厚生労働省と連携して今後の検討課題にしたい旨の回答があった。

③飼料規制

吉川座長と山内委員から、肉骨粉の使用規制措置が行われた後の飼料流通の実態について調査する必要性が指摘された。

④ SRM 除去とピッシング

山内委員から SRM 管理の改善の具体的内容を示すこと、山内および北本委員からピッシング廃止の具体的目標を示すことが要望された

１．３　審議の基本方針

・わが国における BSE 対策は①BSE 汚染実態の把握（アクティブ・サーベイランス）、②農場における牛の間でのまん延防止（飼料規制）、

③農場における生産履歴の管理（トレーサビリティ・システム）、④屠畜場におけるリスク低減措置（BSE 検査による感染牛の排除、特定危険部位（SRM）の除去、安全な解体法）から成り立っている。審議にあたっては、これらの対策の実効性を検証し、総合的な判断を行うこととする。

（以下の記述については、定性的リスク評価をまとめることにし、定量的な試算については、参考文献として報告書に添付するかたちが望ましいと考える）

・具体的な審議の方針としては、以下の点が確認された。

①月齢見直しの事項は 2001 年の飼料規制から 1 年半たった後に生まれた牛についてのリスク評価ととらえる。

②月齢見直しに伴うリスクの変動の検討は、定性的リスク評価、定量的リスク評価の 2 通りによる評価を試みる。

③定量的リスク評価では、これまでに得られている科学的事実を整理した上で、評価モデルを作成して検討する。その際に、評価における問題点、評価の限界などを明記し、得られた数字が一人歩きをしない配慮が必要である。

④リスク評価の結果は見解にまとめる。この見解には複数併記もありうる。

⑤消費者の信頼を確保するために、リスク・コミュニケーションで提起された問題点を検討し、リスク評価にもとづく見解に反映させる努力が必要である。これは、従来の審議会での諮問事項に対する答申方式とは異なり、食品安全委員会として初めて取り組む重要な課題であることを認識しなければならない。

2．リスク評価に関する基本的考え方

・月齢の線引きによる人への感染リスクの変化は、図 1 のモデルにしたがって、飼料規制、BSE 検査、SRM 除去、解体法の改善などリスク低減措置の実効性を総合的に評価することで推定する。

・リスク評価には基本的に定性的手段と定量的手段の 2 つがある。しかし、科学的に不明な点が多い BSE でのリスク評価のほとんどは定性的手段に依存している。また定量的手段でも比較的単純なモデルを利用している。たとえば、EU におけるリスク評価ではゼラチンや動物性油脂のように実験的データが得られたもの以外は、定性的評価が行われている。地理的 BSE リスク評価に関しては、導入リスクについて~~のみ~~定量的評価~~を行い~~、国内での BSE プリオン増幅については定性的評価がそれぞれ~~で~~行われ~~る~~ている。

・定量的リスク評価は、客観的手段として望ましいが、BSE の場合、科学的データがきわめて限られているために、国際的に受け入れられているモデルはできていない。したがって、定量的リスク評価は一定の前提条件のもとに行われる試算という点を認識しなければならない。この場合、前提条件、用いた推計学的手法、問題点などを明示することが必要である。

・本委員会では定量的リスク評価を行う場合、人への感染源となる BSE プリオン量の面から推測する暴露リスクの検討と、BSE 検査と SRM 除去によるリスク低減効果の確率論による検討の両面から行うこととする。